

令和 5 年度

かつらぎ町一般会計及び各特別会計
歳入歳出決算審査意見書

かつらぎ町監査委員

(写)

R 0 6 か監第 2 4 号

令和 6 年 8 月 2 1 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町監査委員

森 下 悦 男

溝 北 好 一

令和 5 年度かつらぎ町一般会計及び
各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された令和 5 年度かつらぎ町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、証拠書類、その他政令で定める書類について審査した結果、下記のとおり意見書を提出します。

記

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和 5 年度かつらぎ町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 5 年度かつらぎ町シビックセンター特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 5 年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和 5 年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間 令和6年8月 5日

〃 8月 7日

〃 8月 8日

〃 8月 9日

3 審査の場所 かつらぎ町役場 第2委員会室

4 審査の手続

決算審査にあたって、町長から提出された上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか否かを検証するため、担当職員の説明を聴取するとともに、決算関係書類の審査手続を実施し、更に、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効果的に行われたか、各基金は適正に運用されたか、また、令和5年度新規事業を含む主要施策について、予算を執行した成果、効果の状況等を主眼として考察した。

第2 審査の結果

審査に付されたかつらぎ町各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、その他附属調書は、地方自治法等関係法令に準拠しており、各会計の決算計数は、提出された決算関係書類と照合の結果、適正であると確認した。

一般会計・特別会計決算の概要

1 決算の総括

(1) 歳入歳出決算の状況

一般会計及び特別会計の決算総額は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分		一 般 会 計	特 別 会 計	合 計
予 算 総 額		12,439,623	6,338,074	18,777,697
決 算 額	歳 入	11,704,337	6,067,965	17,772,302
	歳 出	11,235,421	5,920,221	17,155,642
	歳入歳出差引	468,916	147,744	616,660

(2) 実質収支の状況

実質収支額は、一般会計で 404,133 千円、特別会計で 147,744 千円の黒字となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、一般会計で 72,680 千円の黒字、特別会計で 58,266 千円の赤字となっている。

(3) 財政指数

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度に比べ 1.2 ポイント増加している。また、実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す実質公債費比率は 0.2 ポイント増加している。

区 分	財政力指数 (3 か年平均)	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (%)
令和 4 年度	0.34	97.1	9.2
令和 5 年度	0.34	98.3	9.4

(4) 主な基金の状況

基金の状況は、積立総額 636,570 千円、取り崩し額 442,327 千円、差引 194,243 千円の増加となり、年度末現在高は 3,553,170 千円となった。主な基金の年度末現在高は下表のとおりで、その運用及び管理の状況は、正確に行われている。

(単位:千円・%)

区 分	令和 5 年度末 (a)	令和 4 年度末 (b)	増 減 (c = a - b)	増減率 (c) / (b)
財 政 調 整 基 金	1,665,321	1,459,383	205,938	14.11
減 債 基 金	77,063	73,537	3,526	4.79
ふるさとかつらぎ基金	458,383	493,364	△ 34,981	△ 7.09
庁舎建設基金	425,374	425,245	129	0.03

(5) 財産に関する調書

土地及び建物

(単位:㎡)

財産区分		土 地		建 物	
		年度内増減	年度末現在	年度内増減	年度末現在
行 政	公 用		13,287.06		6,561.21
	公共用	△ 4,434.96	719,489.66	791.06	116,188.82
普 通		△ 87.87	163,022.02		15,021.30
山 林			1,320,033.00		
合 計		△ 4,522.83	2,215,831.74	791.06	137,771.33

2 一般会計

一般会計の決算における前年度との収支比較の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A) - (B)
予 算 現 額 (a)	12,439,623	11,847,070	592,553
歳 入 総 額 (b)	11,704,337	11,238,490	465,847
歳 出 総 額 (c)	11,235,421	10,597,989	637,432
歳入歳出差引額 (d=b-c)	468,916	640,501	△ 171,585
翌年度へ繰り越すべき財源 (e)	64,783	309,048	△ 244,265
実 質 収 支 額 (f=d-e)	404,133	331,453	72,680
前年度実質収支 (g)	331,453	375,956	△ 44,503
単年度収支額 (h=f-g)	72,680	△ 44,503	△ 117,183
積 立 金 (i)	205,938	188,444	17,494
繰上償還金 (j)	0	0	0
積立金取崩額 (k)	0	117,500	△ 117,500
実質単年度収支額 (l=h+i+j-k)	278,618	26,441	252,177

(1) 歳 入

款別歳入決算額は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

款 別	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年度	
			増減額	増減率
町 税	2,030,161	2,011,644	18,517	0.92
地 方 譲 与 税	132,857	132,038	819	0.62
利 子 割 交 付 金	742	865	△ 123	△ 14.22
配 当 割 交 付 金	14,785	12,379	2,406	19.44
株式等譲渡所得割交付金	14,776	8,840	5,936	67.15
法人事業税交付金	23,867	24,791	△ 924	△ 3.73
地方消費税交付金	383,192	387,336	△ 4,144	△ 1.07
ゴルフ場利用税交付金	9,904	10,003	△ 99	△ 0.99
自動車取得税交付金	1,285	393	892	226.97
環境性能割交付金	13,911	11,321	2,590	22.88
地方特例交付金	12,048	10,660	1,388	13.02
地 方 交 付 税	4,416,066	4,285,424	130,642	3.05
交通安全対策特別交付金	2,056	2,304	△ 248	△ 10.76
分担金及び負担金	9,780	28,1180	△ 18,338	△ 65.22
使用料及び手数料	130,007	127,315	2,692	2.11
国 庫 支 出 金	1,374,912	1,222,066	152,846	12.51
県 支 出 金	584,145	603,781	△ 19,636	△ 3.25
財 産 収 入	64,827	165,997	△ 101,170	△ 60.95
寄 附 金	325,793	414,623	△ 88,830	△ 21.42
繰 入 金	449,043	667,487	△ 218,444	△ 32.73
繰 越 金	640,501	391,619	248,882	63.55
諸 収 入	164,079	117,786	46,293	39.3
町 債	905,600	601,700	303,900	50.51
合 計	11,704,337	11,238,490	465,847	4.15

(2) 歳 出

歳出については、性質別に分類し、前年度と比較すると次表のとおりである。

(単位:千円・%)

性 質 別	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年度	
			増減額	増減率
人 件 費	1,655,990	1,717,091	△ 61,101	△ 3.56
物 件 費	2,061,016	2,270,351	△ 209,335	△ 9.22
維 持 補 修 費	35,118	30,299	4,819	15.9
扶 助 費	1,180,641	1,059,029	121,612	11.48
補 助 費 等	1,688,512	1,486,268	202,244	13.61
普通建設事業費	1,010,444	718,526	291,918	40.63
災害復旧事業費	431,471	3,721	427,750	11,495.57
失業対策事業費	0	0	0	0
公 債 費	1,433,106	1,424,302	8,804	0.62
積 立 金	543,065	701,385	△ 158,320	△ 22.57
投資及び出資金	37,646	33,000	4,646	14.08
貸 付 金	1,700	0	1,700	皆増
繰 出 金	1,156,712	1,154,017	2,695	0.23
前年度繰上充用金	0	0	0	0
合 計	11,235,421	10,597,989	637,432	6.01

3 特別会計

各特別会計の決算における収支状況は、次のとおりである。

(1) かつらぎ町シビックセンター特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
172,800	170,644	170,644	98.75	100.00	0	0

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
172,800	170,572	98.71	0	2,228

(2) かつらぎ町国民健康保険事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
2,606,247	2,512,107	2,426,983	93.12	96.61	17,104	68,020

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
2,606,247	2,400,956	92.12	0	205,291

(3) かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
6,718	6,624	6,624	98.60	100.00	0	0

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
6,718	6,067	90.31	0	651

(4) かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
632,593	629,456	628,080	99.29	99.78	322	1,054

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
632,593	620,319	98.06	0	12,274

(5) かつらぎ町介護保険事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
2,833,243	2,755,133	2,749,328	97.04	99.79	1,463	4,342

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
2,833,243	2,636,014	93.04	0	197,229

(6) 花園地域交流推進施設運営事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
86,473	86,306	86,306	99.81	100.00	0	0

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
86,473	86,293	99.79	0	180

4 決算審査意見

(1) 滞納措置について

町税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、給食費、公営住宅使用料等の滞納については、複数の滞納に関わる場合もあり、関係課が連携を取りながら粘り強い納付指導や保証人への納付交渉を行うなど、一定の成果はでているものの、依然多額の未収金となっている。

滞納については、現年納付を優先し、余力があれば過年度納付の指導を行う等、まずは現年度の未納を増やさないよう引き続き努められるとともに、和歌山地方税回収機構に移管できるものは速やかに移管されたい。なお、滞納者の中には、多額で長期間の滞納が認められ納付困難な状況にあるケースもあることから、実情に応じて法的手段の決断も必要と思われるので検討されたい。

また、未収金を回収するには、専門部署を設置し、弁護士等知識をもった外部の方を配置するなど、従来の取り組みとは違った手法を取り入れ滞納措置にあたるよう検討されたい。

(2) 補助金等の活用について

町が実施するさまざまな事業に取り組む中で、財源を国や県からの補助金等を活用して事業を行う場合があるが、限られた町の財政の中で、住民の福祉や利便性向上を図るため、さまざまな補助金等を活用し、1つでも多くの事業実施を目指していることは一定の評価ができる。ただ、補助金等活用については、その性質や目的を理解した上で、補助金等ありきではなく、事業内容から必要な経費を精査し、その目的の遂行のため必要な予算を確保するように取り組まれない。

(3) 公共交通の見直しについて

交通弱者（高齢者・免許返納者等）にとって利便性がよく、安全に移動できる交通手段の方策は、近年どの自治体にとっても急務となっている。本町においては、コミュニティバスやデマンドタクシーの利用を含めたアンケート調査を実施しており、今後は課題と分析を行いつつ、住民が利用しやすい公共交通全体の見直しを早急に検討されたい。

(4) マイナンバーカードの普及について

マイナンバーカードについては、今までもマイナンバーカードを利用して、町が発行する住民票の写し及び印鑑登録証明書等をコンビニエンスストア等のキヨスク端末から取得できるサービスを導入するなど、住民の利便性向上に取り組んでいる。また、普及面での取り組みとして、申請困難な方の自宅や施設等を所管課職員が訪問し、申請及び交付手続きのサポートを行うなど、更なる交付率向上を目指し取り組んでいることは評価できる。引き続き、新たな手法等も検討されながら交付率100%を目指し、マイナンバーカードの普及に努められたい。

(5) 備品等の管理について

備品の管理については、管財情報課においてデータ管理を行っているが、新規購入、他課への移管、廃棄等の手続きについては、すべて所管課からの申請により手続きを行っている実情を踏まえ、所管課においては、引き続き、すべての備品の確認を行い、備品管理の徹底に努められたい。

また、危機管理課が保有する防災ラジオや災害備蓄品については、在庫数が多く、所管課が独自に管理台帳を作成し管理を行っている。引き続き、定期的な在庫確認の徹底に努められたい。教育総務課が管理を行っている教育ICT関連のWi-Fi機器についても在庫数が多く、保有する機器については個別の管理台帳を作成し、定期的な在庫確認の徹底に努められたい。

なお、所管課が保有する未使用の機器類については、定期的に稼働状況の確認を行い、使用する際に支障がでないよう徹底に努められたい。

(6) 庁内のデジタル化推進について

国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、自治体においても自治体DXの推進として、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性向上、業務の効率化、行政サービスの向上が求められている。本町においても、一部オンライン化に移行しているものの、引き続き行政手続きのオンライン化等を図り、DXの推進に取り組まれたい。また、文書決裁の電子化実現に伴い、

今後はデータのクラウド化を早期に実現し、事務の効率化を図るとともに、庁内会議等で使用する資料等については、全職員がタブレットやノートパソコンを活用できる環境を整え、庁内のデジタル化の推進に努められたい。

(7) 事業・施策のPR方策について

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、所管課においてさまざまな事業や施策に取り組んでいるが、そのことが住民に周知できていない現状がある。事業や施策概要については、主に町ホームページに掲載し周知しているが、町広報紙やライン等を活用するなど、より多くの方に情報提供を行うべく、PR方策を検討されたい。

(8) 業務委託について

町が事業を実施する上で、必要に応じて業務委託を行っているが、事業内容によっては随意契約で委託しているものもある。特に、既存のシステム改修等、専門的知識を必要とするものについては、事務担当職員が適正な費用か精査できないものもある。今後は、専門的知識をもつ部署と連携を図りチェック体制の強化がとれる仕組みを構築するよう検討されたい。